

教育委員会事務局 詳細設計付き工事発注実施（試行）要領

1 目的

この要領は、教育委員会事務局及び県立学校が発注する建築工事又は建築設備工事等の請負契約において、発注者が示した構造物の構造形式や主要諸元等の基本的な設計内容に基づき、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計図書の作成と施工を一括して発注（以下、「詳細設計付き工事発注」という。）し、製作・施工者のノウハウを活用することにより、効率的かつ合理的な事業遂行を図るために必要な事項を定める

2 対象事業

次の各号に掲げる工事のうち契約担当者（財務規則第2条第8号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が必要と認めたものとする。

- （1） 工事を伴う契約予定金額が400万円以上1億5千万円未満の事業
- （2） 同様の発注仕様に基づく工事实績が蓄積され、入札参加者審査会規程（昭和41年4月1日訓令甲第7号）第15条の規定に基づき設置されたまちづくり部会教育委員会分科会等において、審査会規程第16条の規定等に基づく審議を経た入札参加資格を有する者が施工することにより、品質の確保ができると認められる工事を伴う事業
- （3） 詳細設計付き工事発注とすることにより、設計、工事監理及び発注業務の軽減、並びに事業期間の短縮及び事業期間内の確実な履行が期待できる事業

3 事業者の選定方法

詳細設計付き工事発注による事業者の選定方法は価格競争方式とし、制限付き一般競争入札（事後審査型）を標準とする。ただし、契約担当者は事業の内容によっては、公募型一般競争入札（事後審査型）又は指名競争入札を採用することができる。

4 募集手続

契約担当者は採用する事業者の選定方法に応じて、それぞれの実施要領若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）に定める公告又は通知事項に加え、次の事項を公告又は通知する。

- （1） 予定価格
- （2） その他、契約担当者が入札に係る透明性、競争性、公平性を確保する上で必要と認める事項

5 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。